

(2020年4月1日現在)

## 自動貸金庫規定

### 第1条 (格納品の範囲)

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。ただし、壊れやすいものおよび変質するものは格納できません。
  - ① 公社債券、株券その他の有価証券
  - ② 預金通帳、証書、契約証書、権利書その他の重要書類
  - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
  - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

### 第2条 (契約期間)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

### 第3条 (使用料)

- (1) 貸金庫の使用料は、別に定めのとおりとして1年分前払いするものとし、毎年4月に当金庫所定の日に借主指定した預金口座から、自動振替により使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から最初に到来する3月末までの月割計算とします。
- (2) 使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

### 第4条 (鍵および貸金庫利用カードの保管)

- (1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は所定の封筒に入れ借主と当金庫側立会いのうえ、それぞれの印で封印をして当金庫が保管します。
- (2) 借主に貸金庫室の入室及び貸金庫取り出しに使用する貸金庫利用カード（以下「カード」という）を発行しますので、借主が保管します。

### 第5条 (貸金庫の開閉)

- (1) 貸金庫の開庫は、借主がカード読み取り機に当金庫が発行したカードを挿入し、届出の暗証番号をボタンにより操作のうえ正鍵を使用します。閉庫のときは、必ず正鍵で施錠してください。貸金庫の利用が終わったら返却ボタンを押します。
- (2) 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

### 第6条 (届出事項の変更等)

カード、印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届出てください。  
この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。  
カード、正鍵を失ったとき、もしくは毀損したときも同様とします。

### 第7条 (カード、鍵の喪失時等の取扱)

- (1) カードもしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。  
なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (3) カードを失った場合のカードの再発行は、当庫所定の手続きによります。なお、再発行に要する費用を負担していただきます。

### 第8条 (貸金庫故障時の取扱)

停電、故障等のためカードによる貸金庫開閉ができないときは、当金庫所定の貸金庫開閉票に氏名、届出の暗証番号を記入のうえカードと共に窓口に提出してください。

### 第9条 (暗証照合、印鑑照合等)

- (1) カード読み取り機によりカードを確認し、開庫のための操作の際使用された暗証届出の暗証番号との一致を確認のうえ貸金庫を開庫した場合には、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。使用される正鍵についても、当金庫は確認する義務を負いません。

- (2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 第10条 (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、毀損、滅失、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償していただきます。

#### 第11条 (反社会的勢力との取引拒絶)

貸金庫取引は、第12条3第1項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用でき、第12条3第1項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当金庫は、この貸金庫の利用をお断りするものとします。

#### 第12条 (解約等)

- 1 借主の申出によりいつでも解約することができます。  
この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、金庫所定の手続をしたうえ、貸金庫を直ちに明渡してもらいます。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。
- 2 次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。  
この場合、当庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
- ① 借主が使用料を支払わないとき
  - ② 借主について相続の開始があったとき
  - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
  - ④ 店舗の改築、その他相当の事由があるとき
  - ⑤ カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき
  - ⑥ 借主がこの規定に違反したとき
- 3 借主が次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの貸金庫取引を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第12条1と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。
- ① 借主が貸金庫利用開始時にした表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 借主が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - A. 暴力団
    - B. 暴力団員
    - C. 暴力団準構成員
    - D. 暴力団関係企業
    - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - F. その他前各号に準ずる者
  - ③ 借主が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅威的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
    - E. その他前各号に準ずる行為
- 4 第12条2の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは、第3条第1項の方法に準じ別途自動振替により徴求できるものとします。
- 5 第12条1または第12条2の明渡しが3か月以上遅延したときは、副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困

難な場合には廃棄することができます。なお、貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。ただし、これらに要する費用は借主の負担とします。

- 6 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当します。この場合不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

第13条（貸金庫の修繕、移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第14条（緊急処置）

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異常等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置することができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

第15条（譲渡、転貸等の禁止）

- (1) 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入することはできません。
- (2) カード、鍵は譲渡、質入または貸与することはできません。

第16条（規定の変更等）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

